

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野
を対象とするガイドライン」に対する意見書を提出

平成 16 年 6 月 15 日、経済産業省商務情報政策局情報経済課は、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を公表し、パブリックコメントを募集した。(<http://www.meti.go.jp/feedback/data/i40615gj.html> 参照)

JISA では、個人情報保護部会を中心に、以下の意見書を取りまとめ、7 月 14 日付で経済産業省に提出した。

情産 16 - 153
平成 16 年 7 月 14 日

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 御中

(社) 情報サービス産業協会
会長 佐藤 雄二郎

個人情報保護ガイドラインに対する意見

情報サービス産業は、情報システムを活用し、すべての産業分野、公的分野、社会、個人の情報処理ニーズに答える情報化社会の基盤的産業であり、この観点から、今回の個人情報保護ガイドラインに対して別紙のとおり意見を申し上げますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、各省庁の作成する個人情報保護ガイドライン間の整合性についても特段のご配慮をお願いいたします。

1. 2 ページ 18 行目

「事例 2) 生年月日、連絡先 (住所・居所・電話番号)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報」について

Eメールでの連絡も現在、一般に普及しており、電話番号と同様に本人の氏名を組み合わせることで本人特定をすることも可能であることから、メールアドレスも電話番号と同様、「連絡先」に含めるべきである。

2. 5 ページ 9 行目

「法人格のない、権利能力のない社団 (任意団体) 又は個人であっても個人情報取扱事業者に該当し得る。」について

個人情報取扱事業者の定義に、「個人」という表現は適切ではなく、個人で通常 5000 件

以上の個人情報を有するのであれば、該当箇所にて「個人」ではなく「個人事業者」とすべきである。

3.9 ページ13行目

「事例1) 利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に対し手交し、又は送付すること。(契約約款又は利用条件等の書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録も含む。)中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記述する等本人が実際に利用目的を目にできるように留意する必要がある。)」について

契約書には様々な形態、様式がある。契約書における記名・押印についても個人情報に該当するが、個人事業者を相手先とするような委託契約書に記載される個人情報について、その契約書の中に利用目的を明示する必要はないので、このような場合は、法の目的に照らして除外されるべきである。

4.18 ページ

「本人に通知又は公表が不要な事例」の追加について

情報サービス業者が個人情報の処理を受託するような事例は、18条4項4号の「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当するものと思われる。

よって、その場合には、受託事業者は情報主体への通知または公表の義務はないものであり、事例として明記すべきである。数千件から数十万件単位で情報処理に関するアウトソーシングが一般的に利用されている現状において、利用目的が明らかであるのにもかかわらず、その情報主体の同意を得ること、通知することは現実として不可能である。

5.21 ページ6行目

「事例2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から、氏名・所属・肩書：連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡のためという自明の利用目的であるような場合(ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いる場合を除く)」について

展示会、セミナー、シンポジウム等で通常行われる名刺の交換、および名刺の提供は、その利用目的につき単なる連絡だけではなく以後ダイレクトメールの発送等に使用されることは既に常識化していることであり、自明の利用目的と考えるのが相当である。

よって、事例2から「(ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いる場合を除く)」という条件を削除すべきである。

6.21 ページ20行目～22ページ1行目

「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的、及び技術的安全管理措置を講じなければならない。」について

プライバシーマーク制度は、経済産業省が推進している政策でもあり、また、個人情報保護の体制整備にも最もよく機能している制度であるので、「個人データの安全管理のた

め」の後ろに、「プライバシーマークの認定を受けるなどして」という文言を追加していただき、ガイドラインの中でも周知させることが必要と考える。

7.24ページ33行目

「個人データを入力できる端末に付与する機能の、業務の必要性に基づく、限定(例えば、個人データを閲覧だけできる端末では、CD-R、USBメモリー等の外部媒体を接続できないようにする)」について

端末を「入力できる端末」に限定するとなると、後段の事例に記載された「閲覧だけできる端末」に対して意味が通らないと思われるので、「個人データを利用できる端末に付与する機能」と差し替えるべきである。

8.28ページ14行目

「個人データを取り扱う従業員ではないが、個人データを保有する建物等に立ち入る可能性のある者、個人データを取り扱う情報システムにアクセスする可能性のある者についてもアクセス可能な関係者の範囲及びアクセス条件について契約書等に明記することが望ましい。なお、個人データを取り扱う従業員以外の者には、情報システムの開発・保守関係者、清掃担当者、警備員等が含まれる。」について

個人情報取扱事業者は、全てが独立した事業所であるとは限らず、事業者がビルテナントとして入居している場合、清掃担当者、警備員等はビル所有者からの委託契約に基づいて役務を提供していることも多く、個人情報取扱事業者とは直接の契約がないケースがある。このような場合にまで適用させるのは無理があると考えられる。

9.30ページ30行目

「特権ユーザーに対するアクセス制御については、トラステッドOSやセキュアOS等の利用が考えられる。」について

トラステッドOSやセキュアOS等、ここで特定の技術的手段に制限、言及する必要はないのではないか。セキュリティの専門家であれば、このような技術的手段については周知のものであり、あえて具体的な事例を挙げない方が望ましいと思われる。

10.33ページ20行目

「個人データの取扱いを委託する場合に契約書への記載が望まれる事項」について

宅配便業者等、約款を用いて継続的取引を行っている委託先に対しても、その約款の記載事項について変更を求めることは実現性が乏しく、現状では本ガイドラインをその約款に反映させることは極めて難しいと思われる。

11.34ページ17行目

「事例2)フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合」について

フランチャイズ契約においては、フランチャイザー(本部)とフランチャイジー(加盟店)間で相互に個人データを授受しており、両者間で一体となった事業展開を行っている

ことから、フランチャイザー、またはフランチャイジーのどちらが個人情報を取得するの
か不明である。

したがって、本事例では、誰が本人の同意を得るべきなのかが明確ではない。

以上

【本件に関する連絡窓口】

(社)情報サービス産業協会 審査業務部 野瀬

〒135-8073 東京都江東区青海 2-45 タイム 24 ビル 17 階

TEL: 03-5500-2610 FAX: 03-5500-2630

E-mail: webmaster@jisa.or.jp